

間質性膀胱炎に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十六日

草川昭三

参議院議長 江田 五月殿

間質性膀胱炎に関する質問主意書

原因不明の膀胱壁の慢性炎症である間質性膀胱炎の代表的症状は、昼夜を問わず頻尿（重度の症例では一日六十回にも及ぶという。）と尿意切迫感で、膀胱の痛みや痙攣を伴う場合もある。しかしわが国では医療従事者を含めあまり認知されていない上、完全な治療法がなく治療が困難なことから、患者やその家族からは特定疾患への指定を望む声がある。したがって一日も早い病理の究明と治療法の確立を求める立場から、間質性膀胱炎について、以下の質問をする。

- 一 間質性膀胱炎とはどのような疾患であると認識しているか。
- 二 わが国で初めて発症が確認されたのはいつか、また厚生労働省が発症を認識したのはいつか。
- 三 これまでの発症者総数は何名か。また年間発症者数を過去十年にわたり年度ごと、発症者の世代別に明らかにされたい。

四 現在行われている有効な治療方法にはどのようなものがあるのか。

五 発症者が疾患と向き合いながら社会生活を営むには、疾患に対する国民の理解が必要と考える。特に医療従事者や学校教職員の理解は不可欠であると思うがどうか。また今後、本疾患について、どのように周

知していくのか見解を明らかにされたい。

六 病理の究明と治療法の確立が急務と考えるが政府の見解を示されたい。

七 米国では認知度が高いと言われるが、同国における発症者数や、病理の究明と治療法の確立への取り組みについてはどのように把握しているのか。

八 いわゆる難病指定である「難治性疾患克服研究事業」の対象となる疾患は、どのような条件を満たした場合に、どういった手続きで選定されるのか。また同事業の対象となっている疾患のうち、どのような条件を満たしたものがどういった手続きを経て医療費の公費負担がある「特定疾患治療研究事業」に選定されるのか。

右質問する。